

「恵みめぐる まっさき生活応援商品券」取扱店舗募集要項

1 趣旨

松前町では、町制施行70周年を町全体でお祝いする機運を盛り上げるとともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が町民生活に与える影響を緩和するため、町内の店舗で使用できる「恵みめぐる まっさき生活応援商品券（以下「商品券」という。）」を町民全員に発行いたします。つきましては、本商品券事業にご協力いただける取扱店舗を以下のとおり募集します。

2 商品券の概要

1 商品券は、対象者1人あたり2,000円分（共通券500円券×2枚+限定券500円券×2枚）です。

2 発行する商品券については、以下の区分に応じて使用できる店舗を制限します。

① 共通券（町内全ての取扱店舗で使用できる商品券）

② 限定券（商品券は下表の店舗を除く町内の取扱店舗で使用できる商品券）

限定券が使用できない店舗

エミフルMASAKI敷地内全店舗（まさき村除く）、フジ松前店、松山生協岡田店、松山生協北伊予店、くすりのレディ松前筒井店、ドラッグセイムス松前筒井店、ディスカウントドラッグコスモス松前店

3 対象者は、令和7年3月31日時点で松前町の住民基本台帳に記録されている町民（30,083人）です。

4 商品券は、ゆうパックにより9月上旬から9月中旬にかけて順次、世帯主宛に世帯全員分をまとめて発送します。

5 商品券の使用期間は、令和7年9月10日から令和8年1月31日までです。

6 取扱店舗は、商品券を持参した消費者に対し、券面額に相当する物品（使用対象外品目を除く）の販売またはサービスの提供を行ってください。

7 商品券は、つり銭を出すことはできません。また、使用期間を過ぎた商品券は使用できません。

8 使用対象外となるものの詳細は、実施要綱をご確認ください。

3 応募資格・条件

次の要件をすべて満たす松前町内の事業者を取扱店舗として登録します。

- 1 松前町内に事業所または店舗を有する法人または個人事業主で、商取引に基づく対価として商品券を受け取る事業者
- 2 商品券を不正に使用しない旨の誓約書を提出できること
- 3 以下のいずれかに該当する事業者は登録できません：
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
 - 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置等を受けている者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
 - 「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

4 申込方法

取扱店舗への登録を希望される場合は、下記いずれかの方法により登録の申込を行ってください。

① 町の電子申請システムから申し込み（Web 申込）

町ホームページに掲載したリンク、下記 QR コードからアクセスできます。



② 登録申込書をまさき生活応援商品券事務局に提出

郵送・メール・FAX のいずれかの方法で提出してください。

※登録申込書は町ホームページ <https://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/2/32989.html> または事務局から入手可能です。



5 登録後の対応

登録認定後、取扱店舗には以下の「スターターキット」を事務局より送付します

- 取扱店舗登録証
- 取扱店舗運営マニュアル
- 商品券見本、ステッカー
- 換金請求書、換金返送用封筒

また、取扱店舗一覧に掲載し、広報物や町ホームページで公表いたします。

6 募集期間

令和7年8月8日～11月10日

※令和7年8月22日までに申込をいただき、登録が完了した店舗の情報は、商品券発送時に同封する店舗一覧チラシに掲載します。

(8月23日以降申込の店舗情報につきましては、町ホームページに掲載します)。

7 商品券の換金について

換金に必要な書類（換金請求書(様式1)、使用済み商品券等）をそろえて、換金請求期間内に松前町役場総務課へ提出してください。換金は月2回程度実施予定です。各締切日から30日以内に、取扱店舗の指定口座へ松前町役場から振り込みます。

8 遵守事項

取扱店舗は、以下の事項を必ず遵守してください：

- 店舗に取扱店舗ステッカーや登録証を掲示すること
- 商品券を不正に利用・換金しないこと
- 偽造券と思われる場合は速やかに報告すること

- 利用者から受け取った商品券の管理は店舗責任とすること
- 商品券を使用することによる不当な値上げ等を行わないこと

9 お問い合わせ・登録申込書提出先（事務局）

まさき生活応援商品券事務局（えひめリビング新聞社内）

〒790-8583 松山市千舟町七丁目2番地8

電話：089-903-9000 月～金 9：00～17：00（土日祝休み） FAX：089-932-7301

メール：masaki@ehimeliving.co.jp